

宇和島地区広域事務組合告示第3号

会計管理者の権限に属する事務の一部委任について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者をして会計管理者の権限の属する事務のうち、次表左欄に掲げるものについては、それぞれ当該表右欄に掲げる分任出納員に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

令和 3年 4月 1日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡原 文彰

| 委任の対象となった事務              | 委任を受けた者    |
|--------------------------|------------|
| 勝山荘に属する現金の収納に関する事        | 芝和代        |
| 美沼荘に属する現金の収納に関する事        | 岡本圭一、山本和史  |
| 古城園に属する現金の収納に関する事        | 竹葉誠、松本誠司   |
| 城辺みしま荘に属する現金の収納に関する事     | 岡下豊        |
| ひろみ奈良の里に属する現金の収納に関する事    | 坂本誠、井上至    |
| 湯乃香荘に属する現金の収納に関する事       | 黒田英行、金澤秀太郎 |
| 寿楽荘に属する現金の収納に関する事        | 西田美如       |
| きほく優愛の里に属する現金の収納に関する事    | 居村美奈       |
| 環境センターに属する現金の収納に関する事     | 中本友美、惟任恵理子 |
| 汚泥再生処理センターに属する現金の収納に関する事 | 柳野治生       |
| 広見斎場に属する現金の収納に関する事       | 倉田登史、山本雄大  |